

## 若桜町乳児等通園支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 本事業の実施施設は、わかさこども園とする。

(実施日及び実施時間)

第3条 本事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に指定する日

2 本事業の実施時間は、午前9時から正午までとする。

(対象児童)

第4条 本事業の対象児童は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 0歳6か月から満3歳未満までの者
- (2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないこと

(利用時間)

第5条 本事業の利用時間は、1時間を単位とし、対象児童1人当たり月10時間を上限とする。

(利用定員)

第6条 本事業の利用定員は、3人とする。

(利用申請)

第7条 本事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「保護者」という。）は、町長が別に定める方法により申請をしなければならない。

(利用決定)

第8条 実施施設は、前条の利用申請を受けたときは、その内容を審査し、本事業を利用しようとする児童の生活・食事・アレルギー等の状況について、面談を行ったうえで本事業の利用の可否を決定するものとする。

(利用料)

第9条 本事業の利用料は、別表に定める額とする。ただし、利用時間が1時間に満たないとき等はこれを1時間に切り上げるものとする。

2 保護者は、前項に規定する費用を、町長が指定する日までに納入しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	利用料（児童1人1時間当たり）
本町に住所を有する世帯 生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割課税額合計が77,101円 未満の世帯	100円
要支援児童等のいる世帯	100円
その他の世帯	300円